

平成 27 年度 私立専門学校等第三者評価

評 価 報 告 書

【愛仁会看護助産専門学校】

平成 28 年 3 月 31 日



特定非営利活動法人

私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 総 評	19
-------------	----

II 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像	26
基準2 学校運営	27
基準3 教育活動	29
基準4 学修成果	31
基準5 学生支援	32
基準6 教育環境	34
基準7 学生の募集と受入れ	36
基準8 財 務	37
基準9 法令等の遵守	38
基準10 社会貢献・地域貢献	40

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

愛仁会看護助産専門学校(以下「当該専門学校」という。)は、昭和 55(1980)年、大阪府高槻市に修業年限 3 年課程の看護学科を設置する専門学校として開設し、平成 9 年(1997)年、修業年限1年の助産学科を設置し現在に至っている。

設置法人は、昭和 33(1958)年に設立した社会医療法人愛仁会(以下「設置法人」という。)で、2 つの急性期病院、リハビリ専門病院、診療所、その他介護老人保健施設等を擁し、安全で質の高い医療と介護を地域に供給することを責務として、組織を整備している。

当該専門学校は、医療専門課程に、看護学科、助産学科を開設している。平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、在籍学生数は、266 名である。

教育理念は「自主性と和の精神をもって、人々の健康で豊かな生活に貢献する看護師、助産師を養成する。」である。教育目的は理念を受けて、「看護専門職としての知識と技術を教授し、高い倫理観と使命感を持ち広く社会に貢献できる看護師、助産師を育成する。」としている。教育理念、教育目的は学則に規定し、期待される卒業生像を学生便覧、学校案内等に掲載し学生に周知している。

育成人材像は、教育目的を踏まえて卒業時に到達を期待する看護師、助産師としての能力を看護学科では 9 項目、助産学科では 12 項目を挙げ、「期待される卒業生像」として明確に示している。

【看護学科 期待される卒業生像】

- ①生命の尊厳を理解し、個々の人間を一人の人間として尊重できる能力がある。
- ②多様な価値観を尊重し、倫理的な判断のもと看護の実践ができる豊かな人間性を身に着ける能力がある。
- ③人の誕生から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴を理解し、人間を環境と相互に影響し合い生活を営んでいる存在として理解する能力がある。
- ④対象者を人間として身体的・精神的・社会的・文化的側面から統合して捉える能力がある。
- ⑤その人らしく生きることを支援するために、科学的根拠を持って看護実践ができる能力がある。
- ⑥看護を実践するために必要なコミュニケーション能力を持ち、的確に状況を判断し問題を解決できる能力がある。
- ⑦他職種と連携・協働する看護専門職者として、果たすべき役割を理解する能力がある。
- ⑧広い視野をもち、自ら発想し言語化して発信する能力がある。
- ⑨看護専門職者として感性を高め、主体的に学習し、看護を探究し続けることができる。

教育目標を達成するため、臨床現場における実践を重視し、最新のシミュレータを活用した特徴ある教育活動を展開し、特に臨地実習にあたっては、グループ病院等全面的な支援により、急性期医療からリハビリ、在宅看護と幅広い実習が実現している。また、設置法人の看護部が主導している、臨床部門と学校部門におけるユニフィケーション活動に当該専門学校として積極的に取り組んでいる。

※ユニフィケーション:臨床と教育のかい離を解消し、看護の実践と教育・研究とが連携し看護教育、臨床看護の質の向上を図る取り組み

基準2 学校運営

運営方針は、毎年度、当該専門学校をめぐる状況を的確に捉えた事項を事業計画の序論の中に明確に示している。

運営方針は年度初めに行う職員会議において、学校長から全教職員へ周知している。

事業計画は、設置法人の「方針管理」実施要綱及び運営方針に基づき、当該専門学校の計画を年度毎に定めている。計画には重点施策及び施策の実施項目を設定し実施項目毎にゴール目標を定めている。

中長期的な視点での計画策定は、平成 25(2013)年度の定員増、新校舎への移転などの課題について平成 27(2015)年度までの計画を策定しているが、平成 28(2016)年度以降の計画はこれまでの成果等により検討するとしている。これまでの実績等を検証し早期に計画化を図ることが望まれる。

運営組織は、設置法人の施設組織規程に規定し、組織図を作成し、毎年見直しをしている。

教職員の採用は、設置法人の規程を運用し、採用にあたっては、大阪府看護協会の大阪府ナースセンターを活用し人材確保に努めている。また、設置法人内での人事異動などにより、教職員を確保する体制も整えている。

給与及び昇任、昇給規程は、設置法人の規程を適正に運用している。

人事考課については、設置法人の人事評価規程により、各職種、職責等により、評価基準等を定め運用している。人事評価制度の概要と評価基準の考え方は、毎年度、専任教員及び管理職に対して説明会を実施し、制度の趣旨を周知徹底している。

意思決定は、教務財務等の業務処理、入試・成績評価、教育活動などそれぞれに応じたプロセスにより行われている。

学生に関する情報管理は、「学籍管理システム」を導入し、成績管理、学籍管理を行っている。本システムの活用により、成績や出欠など学習状況に応じて進捗管理し、学生の個別指導にも対応している。また、学習に必要な情報等について、タイムリーに情報更新を行っている。

情報システムでは、シンクライアントシステムを導入し、使用者それぞれに ID、パスワードを設定しており、学生、教職員が学習、業務に利用している。

現在、システムの利用方法、注意事項は、説明会を開催し周知徹底を図っているが、より適正に管理するためには、情報システムの運用に関する規程の整備が必要である。

基準3 教育活動

教育理念に基づき、看護師・助産師養成のための専門学校として、地域で貢献できる看護師・助産師を育成することを目標としている。

看護学科においては、ヒューマンケアを実践する豊かな人間性の育成をはじめ、対象理解、科学的根拠に基づく看護実践、チーム医療の一員としての連携・協働に対応できる人材の育成を教育目標に掲げている。

助産学科においては、安全なケアの提供が行えるための診断に基づいた実践力の育成をはじめ、女性と子ども・家族を尊重する倫理観、自律する能力の育成等を教育目標に掲げている。

また、両学科では、以上のように看護師・助産師としての資質を養うとともに、国家試験に合格し看護師免許を取得することを学修の到達レベルとしている。免許取得の意義は、当該専門学校が、看護師及び助産師の養成施設であり入学前、入学後において、説明会、授業科目の中で周知徹底している。合格指導体制として、卒業に向けての単位修得のための学習支援を行いながら、国家試験対策としては、模擬試験の受

験により個々の学生の学力分析を実施し、その結果、学習支援が必要な学生には、個別指導を行っている。さらに3年次には国家試験対策ゼミを行っている。

特徴ある教育活動として、実習室は、病院と同じ設備を持った模擬病室、ナースステーションを設置している。また看護実践に欠かせない看護技術演習の強化に向けて、演習施設、設備を整備している。また患者の正常または異常な状態の違いを学ぶためのシミュレーション教材として、高機能シミュレータやフィジカルアセスメントモデルを設置するなど教育環境・設備の充実に取り組んでいる。

教育課程及び授業の評価は、要項を制定し、実施している。授業評価方法は、適宜見直しを行い実効性のある評価の実施に向け改善に努めている。

成績評価及び卒業の認定は、客観性・統一性を確保するため、運営協議会の議を経て決定している。

教員の人材確保では、グループ病院等で看護師・助産師経験を持つ者が、看護教員養成講習会を受け、学校に配属される場合が多く、グループ法人の人事異動により適切な配置が行われている。

教員のキャリア開発支援では、日本看護協会および日本看護学校協議会などが主催する研修会・学会等への参加を促している。また教育実践からの研究などすすめ、学会で発表できるように支援している。

教員組織体制は、学年ごとの担当制で2クラスを複数の教員で担当してクラス運営を行い、学習支援および生活指導を実施している。教育方法の改善に関する取り組みでは、教育方法及び内容について、教員会議で取り上げ、必要に応じて改善する取り組みを行っている。特に技術教育に関しては、その看護技術ごとに教員間で検討し、指導が充実するようにしている。

専任・兼任(非常勤)教員間の連携・協力体制では、学科調整者が外部の非常勤講師と調整し、専任教員に連絡するなど連携・協力体制を構築し、学校の教育方針を伝え教員間の連携・協力を得るために、講師会議を開催し、学生状況や教育計画を周知し、意見交換を行っている。

基準4 学修成果

就職を希望する者が看護師、助産師として医療機関への就職率100%を目標にしている。就職活動の支援では担当教員と教育主事が学生と面接を行い、就職活動の結果を副学校長に報告し状況を把握している。

また、グループ病院等による就職セミナーを実施し、ほぼ全員が参加している。セミナーでは、各機関・施設の概要、処遇説明、新人看護職員臨床研修概要の説明とともに、看護職員とのグループディスカッションなども取り入れている。

平成26(2014)年度実績では、看護学科では医療機関への看護師としての就職率は97.5%、助産学科では医療機関への助産師としての就職率は100%である。

平成27(2015)年度から、卒業生が倍増することから、100%の就職率達成できるよう、学生一人ひとりへきめ細かく対応することが必要で指導内容を工夫することを課題としている。

資格・免許取得では、看護学科、助産学科ともに国家試験合格100%を目標としている。

国家試験対策として授業を補完する指導体制として、看護学科においては、国家試験対策を担当する教員が1年次、2年次、3年次を対象に年間の計画を作成し、その全体計画を基にクラス担当教員が具体的な対策を立案、実施している。

具体的には、模擬試験の実施、学生選抜の国試対策委員による研修、教員によるゼミナールの開催、土日などの時間外の教室・図書室の開放、個別チューター指導などを行っている。助産学科に於いても、補習講義、模擬試験の実施、教員による個別指導などを行っている。

看護学科、助産学科とも5年間連続して100%を達成し優れた学修成果を挙げている。

また、卒業生の活動状況については、平成 22(2010)年に創立 30 周年記念に併せて同窓会の協力を得て実施したアンケート調査結果では、認定看護師や移植コーディネーター、副主任、主任、病棟科長、看護部長と言った役職者となって活躍している例もある。卒業生の活動状況の実態把握のため、調査等の取り組みが必要であるとして今後具体化に向け検討を進めるとしている。

基準5 学生支援

就職等進路については、クラス担当教員、教育主事、副学校長及び事務部長が連携しながら支援を行っている。就職支援として、就職セミナーを開催し、就職活動に直接役立つ指導として、履歴書の書き方などきめ細かな指導を行っている。

特徴ある活動として、看護師という職業に対する理解を深めるため、設置法人が経営する病院で行っているインターンシップへの参加を呼びかけている。

今後の課題として、定員の増加による指導への対応として進路支援室など組織体制の整備を挙げている。

中途退学低減への対応として、進路変更や体調不良、学習面での問題について、要因ごとに対応するとともに、心身の状況によっては、休学し心身の休養をとり再び学生生活ができるようにすることも勧めている。

心理面での相談は、専任のカウンセラーを配置し、相談を受ける環境に配慮してカウンセリング室を設置している。相談室の利用案内は、入学時にオリエンテーションで説明し、学生便覧に掲載し周知している。

学生への経済的支援では、当該専門学校が設置法人経営の医療機関等の人材養成機関であり、「学生奨学金貸与・貸付規程」を定め独自の奨学金制度を運用し、看護学科では 100%に近い学生が当該制度を利用している。

学生に対する健康管理では、健康管理規程を定め、年 2 回(春季と秋季)定期健診実施、学校医を選任、保健室の設置など計画的に実施している。学生間で健康に関する啓発を行うため、クラス内に保健係を置き、クラスの健康管理や「保健だより」の発行を行い、また、学生ごとに健康管理手帳を作成するなど医療業務に携わる教育機関として健康管理教育に積極的に取り組んでいる。

遠隔地から就学する学生に対しては、女子学生寮を設置し管理人を置き、寮則を定めて管理運営している。希望者は全員入寮している。

学生の課外活動では、組織的なクラブ活動は現在行っていない。当該専門学校にはホール・体育館施設が整備され、休み時間にはフットサル、バドミントン、音楽活動を楽しむ学生も多い。今後は、課外活動に関する学生の要望を積極的に把握し、快適で充実した学生生活が送れるよう支援することが望まれる。

入学時に保護者への説明会を開催し、学力不足や心理面等の問題を抱える学生の保護者へは、適時電話連絡や個別面談を行い対応している。学生数の増加に伴い、保護者のニーズも多様化する中で十分な情報提供に努めるために保護者会や個別面談の開催について今後の課題としている。学習支援、生活指導の面での問題解決にあたっては、保護者との連携が不可欠であり、保護者に対する説明責任を果たすためにも、保護者会の開催、個別面談の機会提供など適切に対応することが求められる。

同窓会は、定例総会の開催や会報の発行などの事業を行っているが、事業の 1 つとして当該専門学校の看護学科が行うシミュレーション演習へ患者役の募集に対して協力をしている。今後の課題として、卒業生の再就職やキャリアアップ支援に繋がる活動を今後の課題としており、積極的な取り組みに期待したい。

基準6 教育環境

施設・設備、教育用具等に関しては、設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に即して整備するとともに、教育目的の達成を目指し、知識・技術の両面から臨床現場での実践力を育てるための充実を図っており、特徴のある施設・設備として①実習室、②シミュレーションラボ③情報科学室(パソコン教室)④図書室⑤講堂兼体育室が挙げられる。これら施設・設備は、それぞれの目的に応じた機能を有し、規模的にも余裕があり優れた学習環境を提供している。

各学科での臨地実習に当たっては「臨地実習要項・要領」を作成し、配布している。定期的の実習指導者会議を開催し、外部講師による実習指導に関わる研修会も開催している。実習の成績評価は、学則及び履修規程に規定し、評価基準を明示し臨床の実習指導者と担当教員が行っている。

特徴ある活動では、設置法人グループと看護基礎教育と臨床現場が連携協働し看護職の養成を目指すことを目的に、「愛仁会グループ看護基礎教育と臨床現場のユニフィケーションの充実強化を考える会」が平成 23(2011)年度から活動している。この会では看護技術教育や実習指導者研修に関わる事項を検討実施している。

防災・安全管理では、消防計画を作成し、所管の消防署へ届出を行い、マニュアルも作成し運用している。年 2 回の消防訓練を実施し、校舎は平成 25 年 3 月に竣工した新築した新校舎であるため、耐震構造の建築となっており、大規模災害などの想定については、消防署の指導に従い個別に対応しているが、食料品備蓄などについて検討する必要があるとしている。

防犯対策では、建物のセキュリティを強化し、24 時間機械警備を行うとともに、朝と夕刻の登校、下校時には守衛が玄関を警備している。災害や夜間についても、隣接する高槻病院と一体的に警備体制で、警備室から、警備員が駆けつける契約を締結しており、災害時やトラブル発生時に対応している。

薬品、酸素ボンベ、注射針等は施錠できるキャビネットで管理し、鍵は教務室で保管して必要時に記名した上で貸出す体制を取っており、薬品や注射針の数量管理は、定期的実施している。

基準7 学生の募集と受入れ

募集にあたっては、職業としての看護師、助産師の職務内容を説明し周知に努めている。

高等学校には、毎年高等学校や地区別で実施される進学説明会に参加し進学相談に応じている。また、高等学校進路指導室を訪問し、情報提供を行い、高校、大学、看護学校に対し学校案内、募集要項等を送付している。

また、大阪府看護学校協議会が主催する看護学校合同説明会に参加し、教育内容や本校が求める学生像など説明を行っている。

オープンキャンパスなどでは、在校生による教育活動や学校生活について説明を行うとともに、学生交流会も実施している。学修成果に関する情報はホームページなどでも公表している。

試験区分として、一般入試、推薦入試(公募)、社会人入試を実施し、助産学科では、一般入試、推薦入試(指定校)など多様な試験・選考方法を取入れている。

合否判定は、学則、入学試験細則の選考基準に基づき、運営協議会において決定している。

応募者数については、新設の看護大学の増加や景気動向の影響などで、入学希望者数は変動しているが、入学者数については、定員に基づき数値を設定し、収容定員の確保に努めている。

学納金については、経費の状況、他校との水準と比較しながら決定している。施設設備料や実習費は、物価の上昇などを背景に見直しを行なっている。当該専門学校では、学業に専念できるよう経済的負担を考慮

して安く設定することを方針としている。物価の上昇に伴い、施設設備費、教材費、燃料費、実習費などの経費が増加傾向にあるため、授業料等の見直しを課題としている。

基準8 財 務

当該専門学校は、定員充足率が 100%で、学生生徒等納付金も 3 年間で増加傾向にあることから収入面では特段問題は見受けられない。一方、支出面では、人件費比率及び教育研究費比率が全国平均に比して高く、その結果、支出超過となっている。学校部門の収支超過は、設置法人の政策的な側面が認められるものの、財務分析上は改善が必要である。

一方、設置法人は社会医療法人であり、学校法人の全国平均との比較は困難であるが、提出された計算書類を分析した範囲では、財務上での特段の問題はないといえる。

設置法人では、年度末に会計報告をまとめ、監事による監査を実施しており、その監査内容については、社会医療法人の社員総会において報告され承認されている。公認会計士による監査を受けた上で、厚生労働省への報告を行なっている。

また、財務内容の公開は、法人本部で閲覧できる体制をとっており、設置法人の財務情報の公表については、今後の課題として認識している。

基準9 法令等の遵守

専修学校設置基準及び関連法令等を遵守し、規定している届出についても定められた事項を毎年報告している。法令等の改正は、教職員、学生が適時把握し、理解を深めて遵守するよう促している。学校運営にあたって学則、履修規程、健康管理規程等必要な規程を整備している。これらの諸規程は、必要時に改正を行い、教職員は日々の運営において遵守するよう努めている。

ハラスメント対策ではキャンパス・ハラスメントガイドを作成し、学生に説明している。

今後の課題では、文書管理規程の見直し、教職員・学生に対しコンプライアンス相談窓口の設置を検討することが必要であるとしている。適正な学校運営を維持するためには、いずれの対策も早急に対応を行うことが必要である。

個人情報保護における学生への指導では、特に、実習に際しては、施設の患者の個人情報に接する場面もあり、実習施設に対して個人情報に関する誓約書を提出し、事前の説明など個人情報保護の重要性を啓発している。一方、教職員に対しては個人情報保護の重要性について説明の機会が少ないため、不十分な面もあるとしている。これらの課題解決のために、個人情報保護規程の管理組織体制の規定を適切に運用することが必要である。

学則に自己点検・自己評価委員会の設置を規定し、自己点検・自己評価規程を作成している。

今回、当該専門学校の第三者評価の受審に際して提出された、自己評価報告書の記述及び参照資料はいずれも適切、かつ、的確であると評価できる。自己評価報告書の公表は法令で義務付けられていることから早急に公表すべきである。

情報提供は、学校ホームページにおいて、学校概要（教育理念や沿革、施設設備等）、カリキュラム、行事・特別教育活動や授業、実習風景、受験情報等を掲載している。教育情報の公表については文部科学省のガイドラインに沿って、項目をチェックするとともに公表した内容は定期的に更新する必要がある。

また、当該専門学校では入学試験情報についての開示制度があり、規程を整備して開示していることは透明性において優れた取組みとして評価できる。

基準10 社会貢献・地域貢献

教育施設・設備の開放では、移動観覧席を備え最大 500 名、視聴覚室は約 130 名を収容でき、映像、音響設備、空調設備を完備しているナイチンゲールホールを設置法人職員の研修や講演会、法人外部主催の学会、健診業務などに施設開放している。

地域の高等学校が行っているキャリアガイダンスに講師として教員を派遣している。助産学科では、授業の中で地域の妊婦や子育て中の家族を対象に、「沐浴体験」「オムツ交換体験」「妊娠中の栄養とお産の話し」などの内容で「子育て支援」企画を行っている。

社会問題の解決に向けた活動については、SNS についての倫理的な配慮、アルコール依存症などの問題を取り上げ、関心を持つことが重要であると指導している。

ボランティア活動では、毎年、障害者施設や老人保健施設、特別養護老人ホームが主催する夏祭り等のイベントに学生ボランティアの要請があり、学校として積極的に参加するよう働きかけ、これらのボランティア活動の状況は把握しているが、個人参加の活動のについての把握や活動の意義などの情報共有などへの取組みは不十分であるとしている。

学生のボランティア活動は、安全や健康上の面はもちろん、授業や学習進度、あるいは就職活動との関連もあり、学校としては十分な活動状況を常に把握しておくべきであり、また、活動の成果は、適切に評価し、他の学生等学内で共有することも重要である。地域における看護・助産人材の養成に尽力している立場での積極的な今後の取組みに期待したい。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像	
可	教育理念は「自主性と和の精神をもって、人々の健康で豊かな生活に貢献する看護師、助産師を養成する。」である。教育目的は理念を受けて「看護専門職としての知識と技術を教授し、高い倫理観と使命感を持ち広く社会に貢献できる看護師、助産師を育成する」としている。 育成人材像は、教育目的を踏まえて卒業時に到達を期待する看護師、助産師としての能力を看護学科では9項目、助産学科では12項目を挙げ、「期待される卒業生像」として明確に示している。 教育理念、教育目的は学則第1条に規定し、期待される卒業生像は、学生便覧、学校案内等に掲載し学生に周知している。 理念等の学生への浸透度については、平成26(2014)年度に、卒業時にアンケート調査を行っているが、結果は、約80%の学生が教育理念について理解しているとの回答を得ている。 教育目的達成に向けて、教育目標を定め教育課程を編成している。教育課程は、授業科目の内容、評価方法等をシラバスで明示し、科目進度計画表に沿って毎月の時間割を作成している。臨地実習科目については、目的、内容、方法、評価などについて実習要項・要領を作成している。 当該専門学校では、臨床経験豊かな教員による講義・演習、最新のシミュレータを活用するなど実践を重視した教育活動、国家試験対策の充実において特徴ある教育活動を展開している。 そのため、講義・演習、臨地実習を含む教育課程、授業計画の策定に当たっては、教育内容や実施時期などの決定について、実習先の病院等の協力を得ながら行っており、専任教員の採用は、法人内の人事異動と大阪府ナースセンターの協力を得ている。 特に臨地実習にあたっては、設置法人全面的な支援により、グループ施設において、一学年全員が同一時期に実習を行うことができ、急性期医療からリハビリ、在宅看護と幅広い実習が実現し、指導者を交えたカンファレンスやリフレクションなど充実した内容になっている。 少子高齢化が進む中、医療、福祉をめぐる政策、看護等の養成制度の動向などを見据えた中長期的な将来構想の策定を課題としている。

基準2 学校運営

2-2 運営方針	
可	運営方針は、毎年度、事業計画の序論の中に明確に示している。 平成 26(2014)年度は、新校舎、入学定員の増から 2 年目の課題を受け、以下の 4 点を方針として示し、事業計画に反映させている。 ①看護基礎教育の充実と安定稼働を目指す ②愛仁会各施設の状況に対応できるよう質の高い学生確保の更なる推進を図る ③継続的教員の育成と定着、教育水準の維持 ④同窓会との連携の充実 運営方針は年度初めに行う職員会議において、学校長から全教職員へ周知している。 運営方針について、年間を通じた全職員への浸透度の確認は行っていないが、管理職に対しては、業務課題の進捗状況報告の中で逐次確認している。
2-3 事業計画	
可	事業計画は、設置法人の「方針管理」実施要綱及び運営方針に基づき、当該専門学校の計画を年度毎に定めている。計画には重点施策及び施策の実施項目を設定し実施項目毎にゴール目標を定めている。 事業計画の執行体制、業務分担等については、実施項目毎に実施責任者を決めて取組んでいる。事業計画等は半期ごとに実績を評価し見直しを行い、年度末に事業報告書を作成し、達成状況を明らかにしている。 中長期的な視点での計画策定は、平成 25(2013)年度の定員増、新校舎への移転などの課題について平成 27(2015)年度までの計画を策定しているが、平成 28(2016)年年度以降の計画はこれまでの成果等により検討するとしている。これまでの実績等を検証し早期に計画化を図ることが望まれる。
2-4 運営組織	
可	運営組織は、設置法人の施設組織規程第 3 章に規定し、組織図を作成し、毎年見直しをしている。平成 26(2014)年度には看護教育部、助産教育部及び事務部の 3 部署を置き、看護・助産教育部には教育主事、実習調整者、学科調整者及び専任教員を配置している。事務部には事務部長と事務員を配置している。 組織の役割分担は、同上施設組織規程第 3 章第 18 条に「看護教育部および助産教育部においては、それぞれ看護課程及び助産課程における教育の業務をつかさどる」と明示している。 学校運営にかかる会議については、各会議規程を設け、各種委員会は、年度当初の職員会議で必要な委員会を決定し、構成員を選任している。また、看護教育部、助産教育部及び事務部の 3 部門の連携を図り、スムーズな学校運営を行うために各部門の管理者による管理者連絡会を毎月 2 回開催している。会議、委員会の運営に当たっては運営会議、教員会議を規程に従って開催し、議事録を作成している。

2-5 人事・給与制度	
可	教職員の採用は、設置法人の規程を運用している。規定の改廃については、法令の改定などに対応し適宜行われ、遵守している。 教員の採用にあたっては、関係法令等で教員資格が定められていることから、ホームページでの求人広報のみでは不十分とし、大阪府ナースセンターを活用し人材確保に努めている。また、設置法人内での人事異動などにより、教職員を確保する体制も整えている。 給与及び昇任、昇給規程は、設置法人の規程を適正に運用している。 人事考課については、設置法人の人事評価規程により、各職種、職責等により、評価基準等を定め運用している。人事評価制度の概要と評価基準の考え方は、毎年度、専任教員及び管理職に対して説明会を実施し、制度の趣旨を周知徹底している。
2-6 意思決定システム	
可	意思決定は、教務財務等の業務処理、入試・成績評価、教育活動などそれぞれに応じたプロセスにより行われている。 教務・財務等の業務処理の意思決定は、指定している請求書や申請書をもって教育主事、事務部長および副学校長、学校長が決裁している。 入学試験の可否や卒業認定に関する事項及び管理運営に関する重要事項については、運営協議会で決定している。看護学科及び助産学科における教育に関する具体的事項については、教員会議で決定している。 その他の事案は、設置法人の稟議規程を運用している。
2-7 情報システム	
可	教職員・学生が使用する端末が破損、盗難などにあっても支障がないことから当該専門学校ではクライアントサーバを設置したシンクライアントシステムを導入している。 当該システムで、使用者それぞれに ID、パスワードを設定しシステムを利用できる仕組みとなっており、学生、教職員が学習、業務に利用している。 学生に関する情報管理は、「学籍管理システム」を導入し、成績管理、学籍管理を行っている。本システムの活用により、成績や出欠など学習状況に応じて進捗管理し、学生の個別指導にも対応している。また、学習に必要な情報等について、タイムリーに情報更新を行っている。 学籍管理システムは、平成 25(2013)年からの運用開始で、一部旧システムと併用しており、運用上の課題もあり、さらに運用の見直しが必要であるとしている。 その他の業務は、設置法人の人事システム、経理システムにより日常業務の効率化を進めている。 メンテナンス、セキュリティにおいては、専任のシステム管理者は配置していないが、日常管理は担当者を定め、設置法人の医療情報部と連携し対応している。 現在、システムの利用方法、注意事項は説明会を開催し周知徹底を図っているが、より適正に管理するためには、情報システムの運用に関する規程の整備が必要である。

基準3 教育活動

3-8 目標の設定	
可	教育理念に基づき、看護師・助産師養成のための専門学校として、地域で貢献できる看護師・助産師を育成することを目標としている。 看護学科においては、ヒューマンケアを実践する豊かな人間性の育成をはじめ、対象理解、科学的根拠に基づく看護実践、チームの一員としての連携・協働に対応できる人材の育成を教育目標に掲げている。 助産学科においては、安全なケアの提供が行えるための診断に基づいた実践力の育成をはじめ、女性と子ども・家族を尊重する倫理観、自律する能力の育成等を教育目標に掲げている。 また、両学科では、以上のように看護師・助産師としての資質を養うとともに、国家試験に合格することを学修の到達レベルとして、修得すべき教育課程に科目、単位・時間を定めている。 学生に対しては、「STUDY COMPASS」、「STUDY GUIDE」に、教育課程の基本的な考え方から各科目概要及びシラバス内容を掲載し、周知徹底を図っている。
3-9 教育方法・評価等	
可	教育課程は、学校長を議長とし関連病院の院長、看護部長等も加わった分科会と学校教員で構成する教育課程ワーキンググループを設置し、編成している。 教育課程は、教育目標に従い、授業科目を設定し、各科目のねらい、科目目標、単元目標を定めている。 授業科目は、看護師等養成所指定規則に則り、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ及びⅡと統合分野にそれぞれ必要な科目を設定している。すべて必修科目として設定している。 看護師・助産師としての実践能力育成のために、講義・演習に加え、病院及び介護老人保健施設、保育所、地域包括支援センターなどにおいて臨地実習を行っている。 特徴ある教育活動として、実習室は、病院と同じ設備を持った模擬病室、ナースステーションを設置している。また看護実践に欠かせない看護技術演習の強化に向けて、演習施設、設備を整備している。また患者の正常または異常な状態の違いを学ぶためのシミュレーション教材として、高機能シミュレータやフィジカルアセスメントモデルを設置するなど教育環境・設備の充実に取り組んでいる。 キャリア教育では、特別な科目は配置していないが看護師となり看護実践能力を育成するためには、臨地実習が広義のキャリア教育に相当すると考え、コミュニケーション能力や状況判断能力の強化を重視した内容としている。 教育課程及び授業の評価は、授業評価を実施するための要項を作成し、実施している。授業評価方法は、適宜見直しを行い実効性のある評価の実施に向け改善に努めている。 関連する業界・機関の意見聴取では、主として学生の臨地実習指導者会議で、実習指導の在り方の検討などを行い、意見聴取している。 職業実践教育の効果の評価として、卒業後、各病院で新人臨床研修を受けている新人看護師が卒業後一定の時期を経て母校訪問で学校を訪れる機会に、教育課程の評価として、看護師業務を行う中で教育課程等について調査し、確認している。

3-10 成績評価・単位認定等	
可	成績評価の基準は、学則及び履修規程に規定している。また、学生に対し、実習要項・要領、「STUDY COMPASS」、「STUDE GUIDE」で周知している。 成績評価及び卒業の認定は、客観性・統一性を確保するため、運営協議会の議を経て決定している。 既習認定では、入学前に履修し、習得した科目の単位は、学則の規定に則り、担当講師の確認の上、単位認定している。 学生の教育活動では、2 年次に特別活動「看護研究」として実施している。成果は「愛仁会グループ看護・介護学会」で発表している。
3-11 資格・免許の取得の指導体制	
可	免許取得の意義は、当該専門学校が、看護師及び助産師の養成施設であり入学前、入学後において、説明会、授業科目の中で周知徹底している。 免許取得に関連する科目は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、学則第 18 条に基づく別表1および別表 2 に授業科目、単位数、時間数を定めている。 免許取得の指導体制として、卒業に向けての単位修得のための学習支援を行いながら、国家試験対策としては 1 年次から模擬試験を受験させ、個々の学生の学力分析を実施している。その結果、学習支援が必要な学生には、個別指導を行っている。さらに 3 年次における長期の休暇時に教員による国家試験対策ゼミを行っている。
3-12 教員・教員組織	
可	教員は、専修学校設置基準、関係法令の規定に沿って要件、資格を有する者を採用している。教員数は、学生定員に対する教員の定数は確保し、さらに充実した教育を行うため今後も引き続き、各領域の教員が複数確保できるように採用を進めていくとしている。 専任教員は病院で看護師・助産師として従事した経験を持ち、看護師・助産師としての知識・技術・技能レベルは十分に適合している。基礎分野および専門基礎分野においては、それぞれの専門性について確認し、非常勤の講師として依頼している。 教員の人材確保は、設置法人グループの病院で看護師・助産師経験を持つ者が、看護教員養成講習会を受け、学校に配属される場合が多く、グループ法人内での人事異動により適切な配置が行われている。 教員の教授力については、授業評価等を参考にして、また、必要に応じて授業案の確認を行うなどして把握し、評価している。 教員の資質向上は、教員研修計画を定めている。年度初めに各自が参加希望する研修会・学会を一覧表にまとめて、学会および研修会等への積極的な参加を促している。 関連業界等との連携による教員研修では、外部講師を招いて、臨地実習指導者とともに講演会を開催している。また、臨地実習指導者と臨地実習指導者会議の中で実習指導の検討を通して相互の研鑽を行っている。 教員のキャリア開発支援では、日本看護協会および日本看護学校協議会などが主催する研修会・学会等への参加を促している。また教育実践からの研究などすすめ、学会で発表できるように支援している。

	教員組織体制は、学年ごとの担当制で 2 クラスを複数の教員で担当し、学習支援及び生活指導を行っている。また、各学年には、校務分掌として学習支援担当、実習担当、行事担当等を置き、学科調整、実習調整などの業務を専任教員で分掌している。 教育方法の改善に関する取り組みでは、教育方法及び内容について、教員会議で取り上げ、必要に応じて改善する取り組みを行っている。特に技術教育に関しては、その看護技術ごとに教員間で検討し、指導が充実するようにしている。 専任・兼任(非常勤)教員間の連携・協力体制では、非常勤講師と学年担当教員とが講義の様子や今後の予定などを連絡・確認するなど連携・協力体制を構築している。 また、学校の教育方針を伝え教員間の連携・協力を得るために、講師会議を開催し、学生状況や教育計画を周知し、意見交換を行っている。
--	---

基準4 学修成果

4-13 就職率	
可	就職希望者が看護師、助産師として医療機関等への就職率 100%を目標にしている。 また、人グループ病院等へ就職率の維持も目標にしており、ほぼ 100%を維持している。 就職活動の支援では担当教員と教育主事が学生と面接を行い、就職活動の結果を副学校長に報告し状況を把握している。 また、グループ病院等による就職セミナーを実施し、学生全員が参加している。セミナーでは、各施設の概要、処遇、新人看護職員臨床研修概要を説明し、看護職員とのグループディスカッションなども取り入れている。セミナーのアンケート調査結果をみると、好評で、学生にとって就職へのよい動機付けとなっている。毎年の卒業生の進路状況は、年報に掲載している。 平成 26(2014)年度実績では、看護学科では医療機関への看護師としての就職率は 97.5%、うち、設置法人グループ病院への就職率は 97.4%であり、助産学科では医療機関への助産師としての就職率は 100%、設置法人グループ病院への就職率は 81.3%であった。 平成 27(2015)年から、卒業生が倍増することから一人ひとりの学生にきめ細かな支援を維持し、100%の就職率達成に向け取組むとしている。
4-14 資格・免許の取得率	
可	看護学科、助産学科ともに国家試験合格 100%を目標としている。国家試験対策では、授業を補完する指導体制として、看護学科では、国家試験対策を担当する教員が 1 年次、2 年次、3 年次を対象に年間の計画を作成し、計画を基にクラス担当教員が具体的な対策を立案・実施している。実施内容は、模擬試験の実施、学生選抜の国試対策委員による研修、教員によるゼミナールの開催、土日などの時間外の教室・図書室の開放、個別チューター指導などを行っている。助産学科に於いても、補習講義、模擬試験の実施、教員による個別指導などを行っている。当該専門学校では、過去 5 年間の合格実績は、看護学科、助産学科とも 5 年間連続して 100%を達成し優れた学修成果を挙げている。 看護学科は、学生数が倍増するため、一層きめ細かい対応が課題であるとしている。

4-15 卒業生の社会的評価	
可	卒業生の状況把握については、就職先に対し書面での調査は行っていないが、就職先の看護部長等に口頭で状況を聞くなどして状況の把握に努めている。 また、卒業生の活動状況については、平成 22(2010)年に創立 30 周年記念に併せて同窓会の協力を得てアンケート調査を実施している。看護師は経験を重ねキャリアを形成するなかで、認定看護師や専門看護師また主任や科長と言った役職へ任用される。卒業生の中には、認定看護師や移植コーディネーター、副主任、主任、病棟科長、看護部長と言った役職者となって活躍している例もある。今後の課題としては、卒業生の活動状況調査等の取組みについて具体化するよう検討を進めるとしている。

基準5 学生支援

5-16 就職等進路	
可	就職等進路については、クラス担当教員、教育主事、副学校長及び事務部長が情報の共有など連携しながら支援を行っている。 就職支援として、就職セミナーを開催し、就職活動に直接役立つ指導では、履歴書の書き方については個別に指導を行っている。 また、学生の就職支援への動機づけとして、3 年生を対象として「働くこと」また「看護職として働くこと」等について副学校長、事務部長による説明会も行っている。 また、看護師という職業に対する理解を深めるためグループ病院等が行っているインターンシップへの参加を勧奨している。 就職相談では 3 年生または助産学科の担当教員等が面接を行っている。必要に応じて、副学校長が個別面談を行う体制も整えている。卒業時に行った就職指導体制についてアンケート調査結果では、約 8 割の学生が満足していると回答している。今後の課題としては、学生増に対応するため、進路支援室など組織体制の整備を挙げている。
5-17 中途退学への対応	
可	当該専門学校の平成 26(2014)年度の中途退学率は全体では 2.7%である。中途退学の要因は、進路変更や体調不良、単位取得が困難であるなどと分析している。低減への対策として、退学や休学に結びつきやすい出欠席状況、科目試験や実習評価の状況を担当教員、教育主事が把握し、副学校長に伝え、当事者と面談し指導している。 単位取得については、追試験・追実習等を行い、再実習についても病院の協力を得ながら実施している。また、次年度以降に単位未修得科目の授業を再履修ができる体制も整えている。 退学、休学に至った学生の指導経過記録は、学生の面談記録として保管している。 当該専門学校では、退学に結びつくような状況がみられる場合、休学し再び学生生活ができるようにすることを勧めている。休学が学期すべてに亘る場合には、授業料徴収は行っていない。 定員の増により、学生数が増加していることで、今後、多様な学生への対応が必要となるため、これまで以上に中途退学低減へ取組みを強化するとしている。

5-18 学生相談	
可	教員は全員看護職であり、臨床心理学の知識があり、学生の相談に応じているが、心理面での相談は、専任のカウンセラー(臨床心理士)を配置し、2週間に1回相談を実施する体制を整えている。また、相談を受ける環境に配慮してカウンセリング室を設置している。 相談室の利用に関する案内は、「キャンパス・ハラスメント ガイド」を作成し、学生便覧の中にもその内容を掲載し学生へ周知し、入学時のオリエンテーションで説明をしている。 相談記録は、カウンセラーが保存する体制をとり、カウンセラーが教員へ伝える必要があると判断される事案のみ学校側が本人の了解を得て把握している。 医療機関との連携では、設置法人が近隣に設置している高槻病院との連携を図っている。 今後の課題として、学生が自らの心の健康に目を向けられるよう健康診断時に、心の健康を自己評価し判定できる WHO SUBI の導入に早急に取組むとしている。 ※WHO SUBI: 心の健康と疲労度を測る世界保健機構が開発した健康自己評価の質問用紙 (Subjective Well-Being Inventory の略)
5-19 学生生活	
可	経済的支援では、設置法人が「学生奨学金貸与・貸付規程」を定め、独自の奨学金制度を運用している。 公的制度としては、日本学生支援機構奨学金制度を紹介し、手続きを行っている。学生保護者への情報提供は、学生募集要項に内容を掲載するとともに、オープンキャンパス時、入学オリエンテーション時に説明し、個別の相談対応は、事務部長が対応している。 学費納入の納付は、3か月までの延納措置を行っている。家計急変時の支援では、規定はしていないが、東日本大震災発生時などの例により適宜対応することになっている。 看護学科では100%に近い学生が設置法人の奨学金を利用し、助産学科では、関連する奨学金を含め約60%の学生が設置法人の奨学金を利用している。当該奨学金は3ヵ年にわたりグループ病院等に勤務をした場合、返還金を免除する制度となっている。 健康管理は、健康管理規程を定め、計画的に実施している。学校医を選任し、保健室を設置している。保健室の対応は医療職の専任教員が行っている。 年2回(春季と秋季)定期健診実施し、健康診断の結果は、学生ごとに健康管理手帳を作成し、健康管理を行っている。健康管理手帳は、学校保健安全法に基づき5年間保存している。健康診断の結果、必要な指導及び事後措置をとるよう指導している。 クラス委員として、保健係を置き、クラスの健康管理や「保健だより」の発行を行い、学生間で健康に関する啓発を行うよう指導している。また、隣接している設置法人高槻病院と連携し対応している。 遠隔地から就学する学生に対しては、女子学生寮を設置し管理人を置き、寮則を定めて管理運営している。希望者は全員入寮している。 学生による組織的なクラブ活動は行っていないが、当該専門学校は体育館設備があり、休み時間にはフットサル、バドミントン、音楽活動を楽しむ学生も多い。学校は課外活動に関する学生の要望を把握し、快適で充実した学生生活が送れるよう支援することが望まれる。

5-20 保護者との連携	
可	入学時に保護者への説明会を開催している。特に保護者会を開催しておらず、保護者を対象とした個別面談の機会も設けていないが、学力不足や心理面等の問題を抱える学生の保護者へは、適時電話連絡や個別面談を行い対応している。 緊急時の連絡体制では、保護者、保証人の住所、電話番号を連絡先として把握している。 当該専門学校では、今後の課題として、学生数の増加に伴い、保護者のニーズも多様化する中で十分な情報提供に努めるために保護者会や個別面談の開催について検討するとしている。学習支援、生活指導の面での問題解決にあたっては、保護者との連携が不可欠であり、保護者に対する説明責任を果たすためにも、保護者会の開催、個別面談の機会提供など適切に対応することが求められる。
5-21 卒業生・社会人	
可	同窓会は、2年に1回定例総会を開き、会報の発行や会員に関する情報収集などの活動をしている。創立30周年には、同窓会が中心となりアンケート調査を実施し、卒業生の動向を把握している。調査結果は、創立30周年記念誌に掲載している。 また、同窓会事業の1つとして看護学科のシミュレーション演習への協力を行っている。同窓会と連携し卒業生の再就職やキャリアアップ支援に繋がる活動を行うことを今後の課題としており、積極的な取り組みに期待したい。 就職して3か月が経過した卒業生が教員との面談等行っている。愛仁会グループの病院へ就職した殆どの卒業生が参加し、職場適応状況等も把握しながら支援する機会となっている。 卒後臨床研修は能力開発ガイドラインを定めている。設置法人のグループ病院では、新人看護師臨床研修がコースを設定し体系的に臨床研修を実施している。 社会人経験者の入学に際し、入学前の履修に関する取り扱いについて学則第20条および履修規程第4条に規定し、適正に認定している。 社会人学生への個別相談として、特別には行っていないが、子育て中の学生等には進路選択に対して助言している。

基準6 教育環境

6-22 施設・設備等	
可	施設・設備、教育用具等に関しては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第三条及び第四条に則り整備するとともに、教育目的の達成を目指し、知識・技術の両面から実践力を育てる環境となるよう充実を図り、優れた教育環境を提供している。 特徴のある施設・設備として①実習室、②シミュレーションラボ③情報科学室(パソコン教室)。パソコンは学生個々のパスワードで起動でき、開校時は7時30分から19時30分まで使用できるように開放している。④図書室は、学生が個別に閲覧できる机や広く資料を広げて学習できる環境を整え、平日の朝7時30分から19時30分まで利用できるよう開放している。⑤講堂兼体育室 ⑥標本、模型⑦ラウンジと更衣室(学生の厚生施設実習用ユニホームのクリーニングの利便性を考え更衣室前にランドリー置き場を設けている。

	図書室や講堂兼体育室、視聴覚教室の利用は、卒業生や愛仁会施設の職員が利用できるようにしている。特に図書室の利用は、Web サイトで卒業生にも知らせている。 車椅子でも利用できる多目的トイレを 3 階に設置し、2機あるエレベーターのうち1機は車椅子利用にも対応したものを設け、バリアフリーに配慮している。トイレは衛生面に配慮し、自動水洗、ハンドソープの常備等行っている。また、玄関、各教室前廊下には手指消毒薬を常設し、6階エレベーターホールには、AED を備えている。 施設設備は日常点検を行うとともに及び定期的にメンテナンスを行っている。
6-23 学外実習・インターンシップ等	
可	臨地実習は授業科目として学則第 18 条に規定し、その授業科目名、単位数、時間数については別表1及び別表 2 に明示している。実習に当たっては「臨地実習要項・要領」を作成し、配布している。「臨地実習要項・要領」は毎年度見直しを行っている。定期的に実習指導者会議を開催している。 外部講師による実習指導に関わる研修会を開催している。平成 26(2014)年度は「医療者教育の新しい流れ」と題した講演会を開催し、実習病院関係者を含む指導者 150 名が参加した。 愛仁会グループ看護基礎教育と臨床現場が連携協働し看護職の養成を目指すことを目的に、「愛仁会グループ看護基礎教育と臨床現場のユニフィケーションの充実強化を考える会」が平成 23(2011)年度から活動している。この会では看護技術教育や実習指導者研修に関わる事項を検討実施している。 実習の成績評価は、学則及び履修規程に規定し、評価は、科目ごとの評価表を用いて臨床の実習指導者と担当教員が評価を行う。また、評価表の各項目における評価基準を明示している。多くの臨地実習では、実習期間の途中で学生も交え 3 者での評価(形成的評価)を行い、課題を明確にしながら実習が終了するまでに目標が達成できるように指導している。 教育効果の確認では、単位認定の状況、担当教員による実習振り返りまとめ、卒業時にアンケート調査で確認している。平成 26(2014)年度卒業生の調査結果は、実習環境(施設・設備等)については全員の学生が満足している。実習指導体制は約 80%が満足していると回答している。 看護学科では、新入生歓迎会や学校祭を特別教育活動としてカリキュラムに位置付け、学生の主体性、責任感、協調性を育む場としている。秋季に行う学校祭は約 1 年間を掛けて2年生が中心となり企画、準備をし、2 日間の運営を行った。2 日目は一般公開とし、病院関係者や地域住民なども参加している。助産学科では、地域の妊婦や子育て中の家族を対象に「子育て支援」の企画を実施している。これは授業の一環としてのカリキュラム上の位置付けではあるが、学生が学習した知識・技術を活かして数か月をかけ企画準備し、実施している。特徴ある学校行事として「看護の決意式」があり、保護者、実習病院へ案内をし、病院長、看護部長等、保護者が多数出席するなど学生にとって意義のある行事となっている。

6-24 防災・安全管理	
可	消防計画を作成し、所管の消防署へ届出を行い、マニュアルについても作成し運用し、年 2 回の消防訓練を実施している。大規模災害などを想定した対策は、消防署の指導に従い個別に対応しているが、特に大規模災害発生時の帰宅困難者への対応として、食料品備蓄などについては、早急に検討する必要がある。校舎は平成 25(2013)年 3 月に竣工した新築した新校舎であるため、耐震構造の建築となっている。 消防設備等については、建物管理の専門業者に依頼し保守契約を締結し消防設備保守点検を実施している。棚や備品については固定し転倒防止対策を行っている。 学生への防災研修については、入学時オリエンテーションで防災についての説明を行うとともに、年 2 回の防災訓練の際に、消防署員等による研修も併せて実施している。 防犯対策では、建物のセキュリティを強化し、24 時間機械警備を行うとともに、朝と夕刻の登校、下校時には守衛が玄関を警備している。災害や夜間についても、隣接する高槻病院と一体的に警備体制で、警備室から、警備員が駆けつける契約を締結しており、災害時やトラブル発生時に対応している。 授業中に発生した事故等の対応では、マニュアルを作成し、その一部を学生便覧に記載し対応している。様々な要件について対応できるよう、継続的に見直しを行っている。 薬品、酸素ボンベ、注射針等は施錠できるキャビネットで管理し、鍵は教務室で保管し、必要時に記名した上で貸出す体制で、薬品や注射針の数量管理も定期的に実施している。 安全管理体制は、日常的には、学年別に担任教員を定め対応している。また、実習先では随行する教員が対応し、状況によっては実習先の指導員の協力を得ている。また、事故や器物の破損などに対応し、日本看護学校協議会共済会の総合保障制度に全員加入している。

基準7 学生の募集と受け入れ

7-25 学生募集活動	
可	募集にあたっては、看護師、助産師の職務内容を説明し理解をすることに努めている。 高等学校には、毎年高等学校や地区別で実施される進学説明会に参加し進学相談に応じている。また、高等学校進路指導室を訪問し、情報提供を行い、高校、大学、看護学校に対し学校案内、募集要項等を送付している。 大阪府看護学校協議会が主催する看護学校合同説明会に参加し、教育内容や本校が求める学生像など説明を行っている。 厚生労働省の「看護師等養成所の運営に関する指導要領」に基づき、入学資格、選考方法等について適切に対応している。また、願書提出時期についても、適切な時期を設定し実施している。募集要項の配布時やオープンキャンパス時に個別相談に対応し、電話での問い合わせにも回答を行っている。オープンキャンパスでは、在校生による教育活動や学校生活について説明を行うとともに、学生交流会も実施している。学修成果に関する情報はホームページなどでも公表している。学生募集で収集された個人情報、他の個人情報と同様、厳重に管理している。試験区分として、一般入試、推薦入試(公募)、社会人入試で実施し、助産学科では、一般入試、推薦入試(指定校)など多様な試験・選考方法を取り入れている。

7-26 入学選考	
可	学則、入学試験細則に基づき選考基準を定め、運営協議会における審議に基づき可否判定を行なっている。また、選考基準や選考方法などを修正、変更する場合には、運営協議会で審議し見直しを行なうことにしている。 入学者の傾向については、新卒者、社会人のバランス状況などについて状況を把握し、クラス編成などの参考として対応を行なっている。 応募者数については、新設の看護大学の増加や景気動向の影響などで、入学希望者数は変動しているが、入学者数については、定員に基づき数値を設定し、収容定員の確保に努めている。
7-27 学納金	
可	学納金については、経費の状況などをもとに算定している。他校との水準と比較しながら決定している。施設設備料や実習費は、物価の上昇などを背景に見直しを行なっている。当該専門学校では、学業に専念できるよう経済的負担を考慮して安く設定している。学納金の水準については、大阪府看護学校協議会によるデータを参考としている。 物価の上昇に伴い、施設設備費、教材費、燃料費、実習費などの経費が増加傾向にあるため、授業料等の見直しを課題としている。 学納金に内容は、募集要項等に必要な明細を明示している。

基準8 財 務

8-28 財務基盤	
可	当該専門学校は、定員充足率を100%満たし、学生生徒等納付金も3年間で増加傾向にあることから収入面では特段問題は見受けられない。一方、支出面では、人件費比率及び教育研究費比率が全国平均に比して高く、その結果、支出超過となっている。学校部門の収支超過は、設置法人の政策的な側面が認められるものの、財務分析上は、改善が望まれる。 一方、設置法人は社会医療法人であり、学校法人の全国平均との比較は困難であるが、提出された計算書類を分析した範囲では、財務上の特段の問題はないといえる。
8-29 予算・収支計画	
可	教育理念、教育目的、育成人材像が明確で学生への周知も十分行い、浸透度の調査により確認していることは評価できる。 また、設置者が社会医療法人であるため、学校法人とは同様な扱いはできないが、法人全体の予算、収支計画が法令や定款に基づいて行われているか明確にする必要がある。 なお、当該専門学校では、中長期計画策定を課題としており、早急な策定が望まれる。

8-30 監査	
可	設置法人は、年度末に会計報告をまとめ、監事による監査を実施しており、その監査内容については、社会医療法人の社員総会において報告され承認されている。 また、公認会計士による監査を受けた上で、厚生労働省への報告を行なっている。学校として、会計報告を大阪府私学課へ提出するなど、学校法人会計に準じて対応を行なっている。
8-31 財務情報の公開	
可	設置法人は、社会医療法人としての対応を行なっている。財務内容は、財務帳票、事業報告を作成し、公開は、法人本部で閲覧できる体制をとっている。 ホームページへの掲載など設置法人における財務情報の公表は、今後の課題として認識している。

基準9 法令等の遵守

9-32 関係法令、設置基準等の遵守	
可	保健師助産師看護師法、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を遵守し、規定している届出について、定められた事項を毎年報告している。 保健師助産師看護師法施行令第14条の規定に基づく報告、統計法に基づく学校基本調査、大阪府府民文化部私学・大学課からの学校公人等基礎調査についても適切に対応している 法令等の改正は、教職員、学生が適時把握し、理解を深めて遵守するよう促している。学校運営にあたって学則、履修規程、健康管理規程等を作成している。これらの諸規程については、必要時改正を行い、教職員は日々の運営において遵守するよう努めている。 学生に対しても関係する規程を遵守するよう徹底している。具体的には入学時の説明等で周知している。 ハラスメント対策ではキャンパス・ハラスメントガイドを作成し、学生に説明している。 今後の課題では、文書管理規程等一部の規程においては見直しが不十分なものがある。早急に見直しを図り、確実な運用ができるようにすることが必要である。また、教職員・学生に対しコンプライアンス相談窓口の設置を検討することが必要であるとしている 適正な学校運営を維持するためには、いずれの対策も早急に対応を行うことが必要である。
9-33 個人情報保護	
可	個人情報保護は、個人情報保護方針及び個人情報管理規程に基づき対応を行っている。個人情報は文書および電子データで活用されるが、基本的には文書管理規程に基づき運用されている。 個人情報は、電子データで保存することが多いため、そのデータ管理については、システムにデータ保存している。過去分移管するデータについては、外部媒体に保存し保管庫で管理している。

	教職員情報については、学内事務でデータ管理するとともに、社会医療法人愛仁会の人事システムでデータ保全が行なわれている。 すべて ID、パスワードに管理された端末で業務を行なっている。情報を入手するためには、必ずこの ID により操作が必要でありシステムの保全を図っている。学生情報について活用に関しては教職員の責任の下、使用されているが、情報漏えいの対策が教職員に委ねられている面もあり、組織的な対策が必要である。としている。 個人情報保護の観点から、学生への指導を実施している。特に、実習に際しては、施設の患者様の情報を活用させていただく場面もあり、実習施設に対して個人情報に関する誓約書を提出することもあり、事前の説明など個人情報保護の重要性を啓発している。 一方、教職員に対しては個人情報保護の重要性について説明の機会が少ないため、不十分な面もある。としている。これらの課題解決のために、個人情報保護規程の管理組織体制の規定を適切に運用することが必要である。
9-34 学校評価	
可	学則に自己点検・自己評価委員会の設置を規定し、自己点検・自己評価規程を作成している。平成 25(2013)年度は学校自己点検・自己評価を行い、まとめている。評価結果の公表は検討し実施するとしている。 学校関係者評価の必要性は認識しており今後の課題としている。 第三者評価は義務付けられてはいないが、より客観的で公正な評価結果を得るために第三者評価を受審する。第三者評価受審の目的を、①定期的な受審により教育の質と水準を明確にし、客観性・透明性を加えた改善を行う、②受審結果を公表することで、高等教育機関としての諸要件を満たしている事を社会から認知してもらう、③専門学校の職業実践的教育機関としての特徴をアピールするとしている。 当該専門学校の第三者評価の受審に際して提出された、自己評価報告書の記述及び参照資料はいずれも適切、かつ、的確であると評価できる。自己評価報告書の公表は法令で義務付けられていることから早急に公表すべきである。学校関係者評価においては、学内において意義づけや活用について十分検討の上実施をすることが望まれる。
9-35 教育情報の公開	
可	学校ホームページでは、学校概要(教育理念や沿革、施設設備等)、カリキュラム、行事・特別教育活動や授業、実習風景、受験情報等を掲載している。また学校案内冊子(School Guide)には、学校長のメッセージ、教育理念・教育目的、実習施設、看護学科・助産学科の特色等を載せている。 毎月発行している愛仁会の広報誌「アイワタイムス」には、その編集委員として年間をととして 1 名の教員が関わり、学校行事や臨地実習等の学生の記事を掲載している。アイワタイムスは、愛仁会グループの全職員と学生全員に配布されることから、学校や愛仁会グループの状況を学生、保護者、関連病院に公開する手段となっている。 入学生を対象としたアンケートでは、ホームページでの情報提供について、参考になったが約 3 割であった。また自由意見には「分かりやすい」「参考になった」というものも多かったが、「もっと更新してほしい」といった内容もあり、今後改善が必要であるとしている。

	教育情報の公表では、文部科学省のガイドラインに沿って、項目をチェックするとともに、公表した内容は定期的に更新する必要がある。 また、当該専門学校では入学試験情報についての開示制度があり、規程を整備して開示していることは透明性において優れた取組みとして評価できる。
--	---

基準10 社会貢献・地域貢献

10-36 社会貢献・地域貢献	
可	教育設備の開放では、移動観覧席を備え最大 500 名、視聴覚室は約 130 名を収容でき、映像、音響設備、空調設備を完備しているナイチンゲールホールを設置法人職員の研修や講演会、法人外部主催の学会、健診業務などに施設開放している。具体的には、近隣地区のセラピスト研修会、地域医療研修会、健保協会の健診、保育園発表会、合気道の練習等である。施設に無償で提供している。 地域の高等学校が行っているキャリアガイダンスに講師として教員を派遣している。また、高等学校からの依頼を受けて高校へ出向き、看護師についての説明を行っている。 また、高校生の看護師体験希望について、グループ病院等で実施しており、当該専門学校では、この事業に協力し看護学校の様子を紹介している。 助産学科では、授業の中で地域の妊婦や子育て中の家族を対象に、「沐浴体験」「オムツ交換体験」「妊娠中の栄養とお産の話し」などの内容で「子育て支援」企画を行っている。 また、専任教員養成に関わる教育実習の学生を受け入れている。 社会問題の解決に向けた活動では、興味関心を持つことが大切であり、SNS についての倫理的な配慮に関する講演会や授業の中で断酒会の会員を招きアルコール依存症について学習する取組みを行っている。また、学校祭で、時事問題についての講演を行っている。
10-37 ボランティア活動	
可	ボランティア活動では、毎年、障害者施設や老人保健施設、特別養護老人ホームが主催する夏祭り等のイベントに学生ボランティアの要請があり、学校として積極的に参加するよう働きかけている。組織的な支援体制整備では、事務部が活動の窓口となっている。 活動実績として障害者施設などが主催する夏祭り等のイベントへのボランティア参加者人数は把握しているが個人的に参加したものは把握していない。学生にボランティア活動の意義を醸成し、多くの学生がボランティア活動へ参加するように動機づけることが今後の課題であるとしているところから、安全や健康上の面はもちろん、授業や学習進度、あるいは就職活動との関連もあり、学校としては十分な活動状況を常に把握することが望まれる。 また、学生のボランティア活動の成果は、適切に評価し、他の学生等学内で共有することも重要である。地域における看護・助産人材の養成に尽力している立場での積極的な今後の取組みに期待したい。